

事 務 連 絡
令和5年8月30日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫担当）

「台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」、
「台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、
ポメロ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」、「台湾産ヒ
ロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」及び
「台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改
正について

今般、台湾検疫当局の名称変更に伴い「台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」、「台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、ポメロ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」、「台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙のとおり改正したのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。